

神戸市【弁理士(化学)】特許事務所で知的財産分野の弁理士業務

年収1500万円も可能/神戸駅から徒歩6分/完全週休2日制

Job Information

Hiring Company

AMANO & Partners Intellectual Property Law Firm

Job ID

1205586

Job Type

Permanent Full-time

Hyogo Prefecture, Kobe-shi Chuo-ku

Train Description

Tozai Line, Nishi Motomachi Station

Salary

3 million yen ~ 15 million yen

Refreshed

November 5th, 2025 01:00

General Requirements

Minimum Experience Level

Over 1 year

Career Level

Mid Career

Minimum English Level

None

Minimum Japanese Level

Native

Minimum Education Level

Bachelor's Degree

Visa Status

Permission to work in Japan required

Job Description

■職務内容:

・知的財産分野において弁理士として、国内外の特許明細書作成から権利化業務、鑑定・紛争等知財法務業務に携わりま す。またそれに付随した業務も行っていただきます。

■評価制度:

成果主義を基本とし「努力する人」「実力のある人」が報われる職位・給与体系を採用しております。貴方の力で、時々 刻々と変わってゆく知的財産をとりまく状況に対応し、クライアントに喜ばれるサービスを提供してください。

■教育体制:

(1) 教育カリキュラム

新人育成プログラム(3ヶ月コース)、ビジネスマナー講座等の統一研修に加え、OJTによる継続研修を用意しています。 (2) グループ制 明細書作成等は本来的には個人的作業ですが、弊所では3~5名のグループの合議により作業を行うこ ととしてします。これにより、明細書等のサービスの質の均一化や新人教育の効率化が図られています。 (3) 翻訳の内製 現在、和文英訳及び英文和訳を所内の翻訳者が行っています。これにより、翻訳時のフィードバックが

可能になり、言語的なスキルアップに貢献しております。

■社風:

当所は、新進気鋭の若手を中心とするアットホームでフランクな事務所です。各個が責任を持ち、担当の案件に対し真摯に向き合っています。一人一人が主役となることで、貴重な体験を積むことができ、法律や技術に関わるスキルアップが可能になります。

<勤務地詳細>

本社

住所:兵庫県神戸市中央区相生町1-1-18 富士興業ビル6F神戸高速鉄道 西元町駅 出口すぐ JR 神戸駅 徒歩5分

神戸市営地下鉄海岸線 ハーバーランド駅 徒歩5分

<転勤>

無

<勤務時間>

9:00~17:30 (所定労働時間:7時間30分)

休憩時間:60分 時間外労働有無:有

【雇用形態】正社員

<雇用形態補足> 期間の定め:無

<試用期間>

6ヶ月

試用期間であっても労働条件等に変更はございません。

【給与】

<予定年収>

300万円~1,500万円

<賃金形態>

月給制

<賃金内訳>

月額(基本給):180,000円~500,000円

<月給>

180,000円~500,000円

<昇給有無>

有

<残業手当>

有

<給与補足>

■年収は経験スキルを考慮して決定します。

記載金額は選考を通じて上下する可能性があります。 月給(月額)は固定手当を含みます。

【待遇・福利厚生】

通勤手当、健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険、退職金制度

<各手当・制度補足> 通勤手当:上限15000円まで 社会保険:補足事項なし 退職金制度:補足事項なし

<定年>

60歳

<教育制度・資格補助補足>

新人育成プログラム(3ヶ月コース)、ビジネスマナー講座等統一研修、OJTによる継続研修

【休日・休暇】

完全週休2日制(休日は土日祝日)

年間有給休暇10日~20日(下限日数は、入社半年経過後の付与日数となります)

年間休日日数125日

休日休暇形態:完全週休2日制(土日祝日)

年末年始休暇、夏季休暇、有給休暇、慶弔休暇等

<応募資格/応募条件>

■必須条件:

弁理士資格をお持ちの方

■歓迎条件:

弁理士として3年以上の実務経験をお持ちの方

英語力あれば尚可

Company Description

天野特許事務所では、お客様の特許、商標、実用新案、意匠などの知的財産の保護のため、企業の事業戦略、技術開発戦略、ブランド戦略等を有機的に連結し、知財コンサルティング等によりお客様に合ったよりよいサービスの提供を図っています。

- 特許出願、実用新案登録出願
- 意匠登録出願、商標登録出願
- 外国特許出願(PCT出願を含む)、外国意匠出願、外国商標出願
- 著作権登録
- 種苗法に基づく品種登録
- キャラクター等のデザインの保護
- 各種調査
- マッピング (パテントマップ等)
- 特許等の評価
- 鑑定(特許性鑑定および侵害鑑定)
- 契約等の法的アドバイス
- 知的財産権に関する係争(侵害訴訟、警告事件)
- . 講義
- コンサルティングサービス
- 顧問